

人に優しい 境界紛争の解決
境界問題相談センター

ADR

ALTERNATIVE DISPUTE RESOLUTION



“Win Win Resolution”を実現！ 境界紛争解決への近道がここにあります

土地家屋調査士と弁護士が協働で円満な解決を支援する
土地家屋調査士会が運営する裁判外紛争解決機関

境界紛争とは…

土地境界の紛争は人的紛争といわれるように、単に境界だけの紛争ではなく相隣関係によるさまざまな要素が内在しているため、紛争解決には多くの時間と費用を要しています。また、境界紛争は相手方が隣接土地所有者であるため、境界が決まったとしても当事者同士の心のわだかまりを解決しなければ本来の解決とはならない、という特徴をもっています。



境界紛争の解決方法

境界紛争を解決するには現在4種類の方法があり、それぞれに特徴があります。

1. 裁判
最終的な解決を目指すもので、司法に判断を委ねる制度です。
2. 民事調停
民事調停法に基づき裁判所において調停を行う制度です。
3. 筆界特定制度
土地所有者の申請により法務局の筆界特定登記官が筆界を特定(公の判断を示す)する制度です。
4. 土地家屋調査士会ADR(境界問題相談センター)
筆界が明らかでないことに起因する所有権界や民事紛争を解決する制度です。
筆界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家の弁護士が協働して境界に係る全ての紛争解決をサポートします。



【用語解説】

筆界：登記された土地の境界。所有者間の合意で移動できない境界。

所有権界：筆界とは関係なく、当事者間で自由に決めることができる境界。

A D R：Alternative Dispute Resolution の略で、「裁判外紛争解決」と訳されます。
裁判によらず専門家の知見を生かして早期に紛争を解決する制度。

Win-Winの解決：揉め事の当事者が、相手に対する要求ではなく、要求の理由に焦点を合わせて話し合い、問題を解決すること。

メディエーション：調停のこと。特に当事者が調停人を間に対面し、直接話し合い、自己解決しようとするタイプの調停を指す。

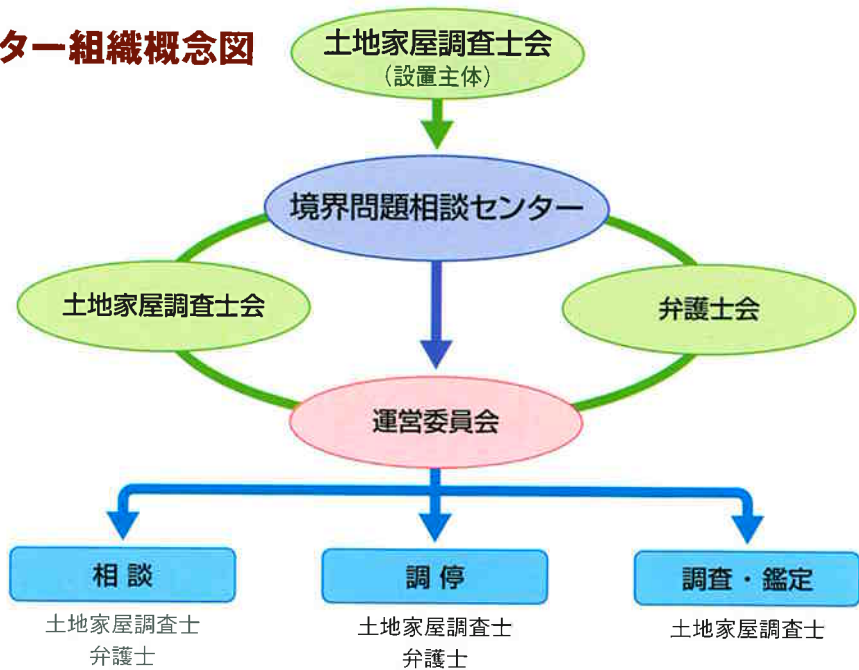
境界問題相談センター

土地家屋調査士会が運営する境界問題相談センター

土地家屋調査士会が運営する境界問題相談センターでは、土地家屋調査士が土地の筆界を明らかにするとともに、境界にかかわる民事紛争の早期解決のために土地家屋調査士と弁護士が調停人として当事者間の話し合いのお手伝いをしています。また、確認した筆界に境界標の埋設を行い、調停の合意内容に基づき登記手続きを行うなど、境界にかかわる全ての紛争解決を目指しています。

※呼称は土地家屋調査士会によって異なります。

境界問題相談センター組織概念図



安心できる境界問題相談センター

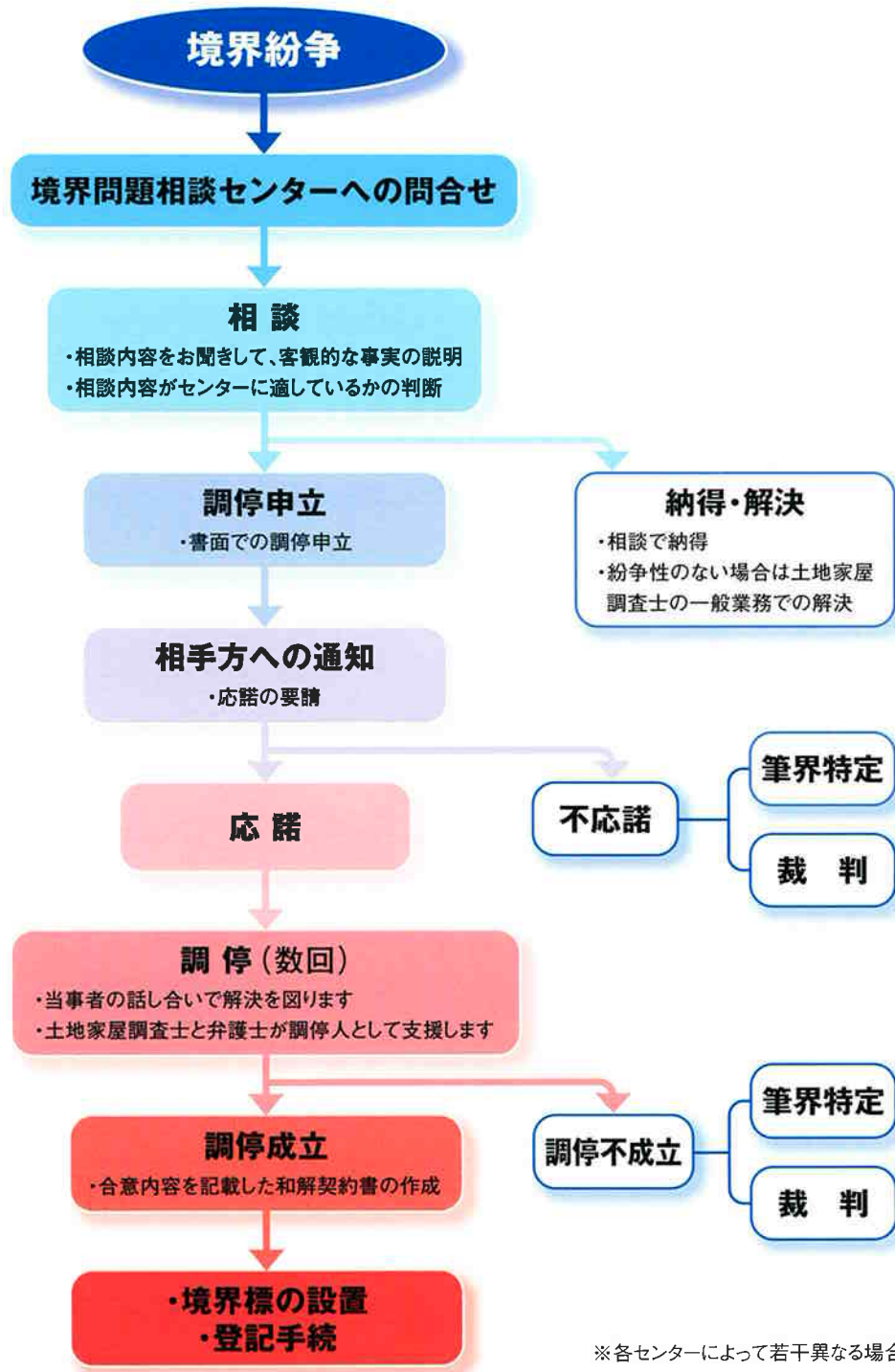
ADR法による「認証」

ADR法では、法令で定める基準・要件を満たしているADR手続実施者を法務大臣が認証し、時効中断効等の法的効果の付与や、弁護士法72条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）の特例を認めるなど、利便性の向上を図っています。

土地家屋調査士会では、大阪・愛媛の境界問題相談センターが認証を受け、他の境界問題相談センターも認証を受ける準備・検討を行っています。

境界問題相談センターは、メディエーションによる「人に優しい解決」と認証を受けることによる「手続きの厳格性」により、安心して境界紛争を解決できる環境づくりに努めています。

境界問題相談センターにおける境界紛争解決の流れ

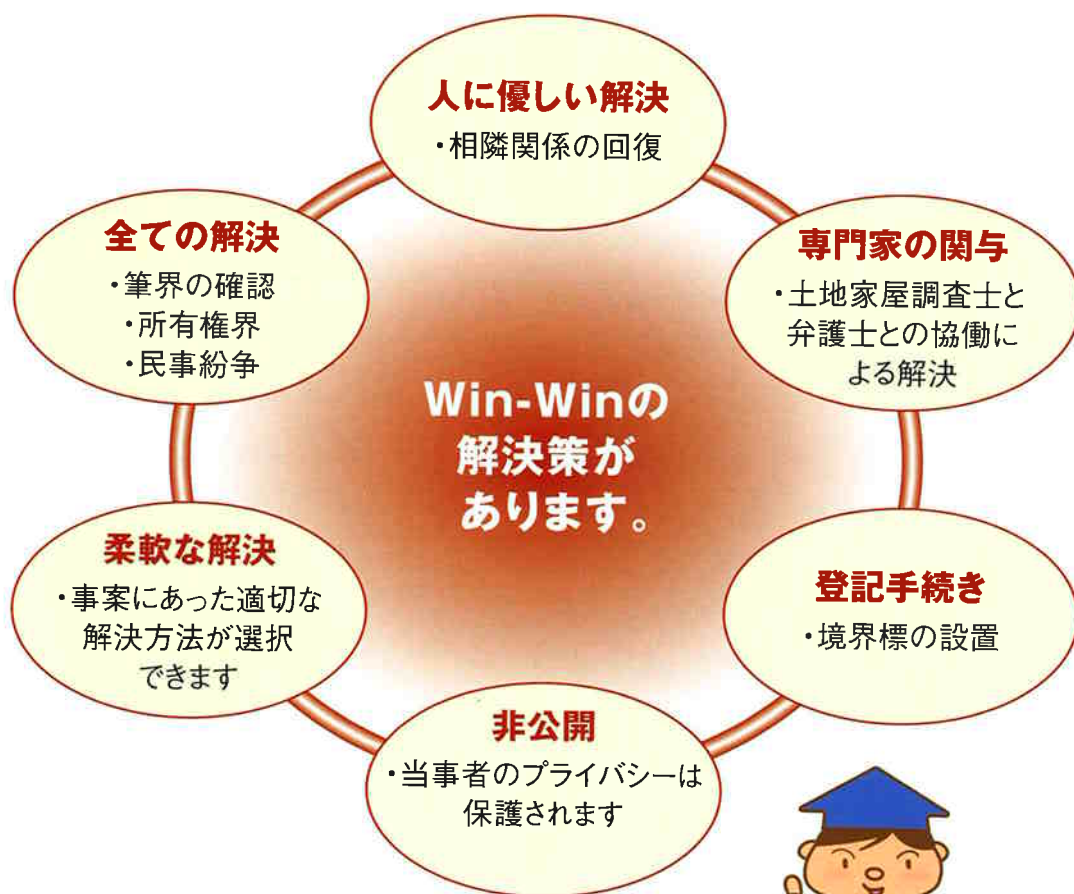


費用

境界問題相談センターを利用するときの費用として「相談費用」「調停申立費用」「調停期日費用」「成立費用」などがあります。他に「調査費用」「鑑定費用」「境界標埋設費用」「登記費用」がかかることがあります。

※費用は各センターによって異なりますので詳細は各センターにお問い合わせください。

境界問題相談センターの特色



ADR認定土地家屋調査士がサポート

民間紛争解決手続代理関係業務認定土地家屋調査士 (ADR認定土地家屋調査士)

境界問題相談センターで境界紛争を解決する際には、民間紛争解決手続代理関係業務認定土地家屋調査士(ADR認定土地家屋調査士)が弁護士との共同受任により代理人になることができます。ADR認定土地家屋調査士は、土地家屋調査士法第3条1項7号に規定されており、特別研修を受講し審査に合格した者に与えられる資格です。土地境界の専門家として弁護士と共に境界紛争の早期解決に貢献しています。全国に3,000名(H21 現在)のADR認定土地家屋調査士が活躍しています。

こんなときにご利用ください

CASE 1

隣の垣根が越境

隣の境に、おじいさんが作った古い板塀がありました。腐食が激しいので、10年位前に取り壊しそのまま放置していました。ところが、最近になってお隣が何の話もなくフェンスを作りました。どう見ても斜めに曲がって私の敷地に越境しているように思われたので、その旨申し入れましたが、お隣は聞き入れてくれません。そこで過去に撮った写真を見せて、



昔は直線であったことを主張していますが、一向に話し合いが進みません。本当はどこが境界線なのかを確認したうえで何とか円満に解決したいのですが。

CASE 2

時効取得を主張された

田舎に父から相続した土地があるのですが、利用目的もないので20年くらい更地として放置していました。久しぶりに実家に帰った時にこの土地を見に行ったところ、お隣の境に植えてあった桜の木から5メートル程越境して物置を建てたり、庭として使われていました。お隣に話したところ「もう時効が成立しているから俺の物だ」と言っています。越境された土地を取り戻すことはできるのでしょうか。



境界問題相談センターと筆界特定制度の相違

二つの制度は、扱う紛争内容や解決方法、法的効果に違いがあります。それぞれの特徴を理解したうえで利用することが大切です。

また、筆界特定制度によって筆界を特定した後に、境界問題相談センターで所有権界や民事紛争の解決をするなど、相互の連携を図った解決方法もあります。

制度	対象	解決方法	決定書類	法的効果
境界問題相談センター	筆界の確認 所有権界 民事紛争	話し合い 互譲の精神 Win-Winの解決	和解契約書	契約の履行
筆界特定制度	筆界	登記官の判断	筆界特定書	確定効・行政処分性なし

着実に成果を上げつつある境界問題相談センター。
今後も全国の土地家屋調査士会に
その活動拠点を順次広げていきます。

日本土地家屋調査士会連合会とADR(取り組みの歴史)

昭和60年～平成5年	基礎研究
平成6年～	研究室における本格研究へ
平成10年～11年度	法務省研究会への参画
平成12年～13年度	第一次検討チームの設置と報告書
平成13年7月～	第二次検討チームの設置と土地家屋調査士会型ADRの本格試行へ
平成13年度～14年9月	司法制度改革議論への参画と提言
平成14年10月～平成16年3月	東京・大阪・愛知・福岡におけるADR試行
平成14年10月～	全国の土地家屋調査士会において順次センター開設
平成18年度	日本土地家屋調査士会連合会にADRセンターを設置し、各センターへの支援体制を強化

日本土地家屋調査士会連合会ADRセンター

全国各地に設置されている境界問題相談センターの連絡調整や、ADR法による法務大臣の「認証」・土地家屋調査士法に定める法務大臣の「指定」を受けるための支援を行うとともに、ADRに関する資料・データの収集・境界紛争をADRで解決するための手法の研究等を行うことを目的に日調連に設置された組織です。





境界問題相談センターおおさか

〒540-0023 大阪市中央区北新町3-5
(大阪土地家屋調査士会館内)
tel.06-6942-8750(代表) fax.06-6942-8751

e-mail: soudan@chosashi-osaka.jp

境界問題相談センター

(平成21年3月19日現在)

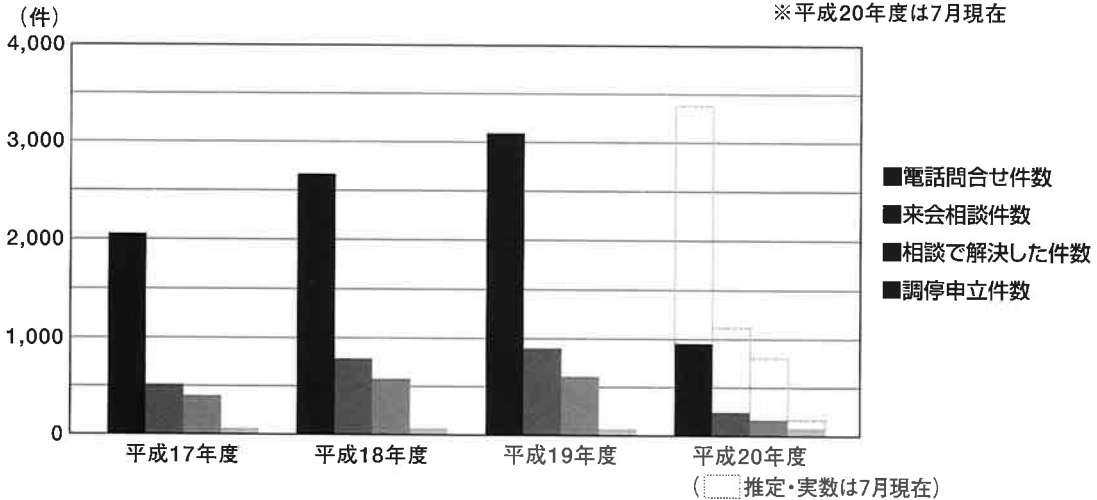
境界問題相談センター	郵便番号	所在地	電話番号	法務大臣認証日
さっぽろ境界問題解決センター	064-0804	北海道札幌市中央区南四条西6丁目8番地晴ればれビル8階 札幌土地家屋調査士会内	011-281-8711	
あおもり境界紛争解決支援センター	030-0821	青森市勝田一丁目1番15号 青森県土地家屋調査士会内	017-722-2339	
境界問題相談センターいわて	020-0816	岩手県盛岡市中野一丁目20番33号 岩手県土地家屋調査士会館内	019-908-7830	
みやぎ境界紛争解決支援センター	980-0802	宮城県仙台市青葉区二日町18番3号 宮城県土地家屋調査士会館内	022-225-3804	
境界紛争解決支援センターふくしま	960-8131	福島県福島市北五老内町4番22号 福島県土地家屋調査士会館内	024-535-3937	
境界問題解決支援センターいばらき	319-0312	茨城県水戸市大足町1078番地1 茨城土地家屋調査士会内	029-259-7400	
境界問題解決センターとちぎ	320-0036	栃木県宇都宮市小幡1丁目4番25号 栃木県土地家屋調査士会内	050-3437-2356	
境界問題相談センターぐんま	371-0847	群馬県前橋市大友町1丁目6番地6 群馬土地家屋調査士会内	027-252-3633	
境界問題相談センター埼玉	330-0063	埼玉県さいたま市浦和高砂4丁目14番1号 埼玉土地家屋調査士会内	048-837-1533	
境界問題相談センターちば	260-0024	千葉県千葉市中央区中央港1丁目23番25号 千葉県土地家屋調査士会館内	043-204-2300	
東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター	101-0061	東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館 東京土地家屋調査士会内	03-3295-0022	
境界問題相談センターかながわ	220-0003	神奈川県横浜市西区楠町18番地 神奈川県土地家屋調査士会館内	045-290-4505	
境界紛争解決支援センターにいがた	951-8068	新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1211番地5 三好マンション鏡橋3階 新潟県土地家屋調査士会内	025-378-5444	
とやま境界紛争解決支援センター	930-0856	富山県富山市牛島新町8番22号 富山県土地家屋調査士会内	076-413-2040	
境界問題相談センターいしかわ	921-8013	石川県金沢市新神田3丁目9番27号 石川県土地家屋調査士会内	076-291-1125	
境界問題相談センターふくい	918-8112	福井県福井市下馬2丁目314番地 福井県土地家屋調査士会館内	0776-33-2770	
境界問題解決支援センター長野	380-0872	長野県長野市大字南長野妻科399番地2 長野県土地家屋調査士会内	026-232-5501	
境界紛争解決センターぎふ	500-8115	岐阜県岐阜市田端町1番地12 岐阜県土地家屋調査士会内	058-245-0236	
静岡境界紛争解決センター	422-8006	静岡県静岡市駿河区曲金6丁目16番10号 静岡県土地家屋調査士会館内	054-282-0910	
あいち境界問題相談センター	451-0043	愛知県名古屋市中区新道1丁目2番25号 愛知県土地家屋調査士会館内	052-586-1200	
境界問題解決支援センター滋賀	520-0056	滋賀県大津市末広町7番5号 滋賀県土地家屋調査士会内	077-525-0923	
京都境界問題解決支援センター	604-0984	京都府京都市中京区竹屋町通窓小路東入魚屋町439番地 京都土地家屋調査士会内	075-221-5258	
境界問題相談センターおおさか	540-0023	大阪府大阪市中央区北新町3番5号 大阪土地家屋調査士会館内	06-6942-8750	H19.12.17
境界問題相談センターひょうご	650-0017	兵庫県神戸市中央区楠町2丁目1番1号 兵庫県土地家屋調査士会館内	078-341-8280	
境界問題相談センター奈良	630-8305	奈良県奈良市東紀町2丁目7番2号 奈良県土地家屋調査士会内	0742-22-5711	
境界問題相談センターわかやま	640-8144	和歌山県和歌山市四番丁7番地 和歌山県土地家屋調査士会館内	073-428-0111	
境界問題相談センター岡山	700-0807	岡山県岡山市南方2丁目1番6号 岡山県土地家屋調査士会館内	086-224-8633	
境界問題相談センターひろしま	732-0057	広島県広島市東区二葉の里1丁目2番44号 広島県土地家屋調査士会館内	082-506-1171	
境界問題相談センターやまぐち	753-0042	山口県山口市惣太夫町2番2号 山口県土地家屋調査士会内	083-922-6118	
境界問題解決センターとくしま	770-0823	徳島県徳島市出来島本町2丁目42番5 徳島県土地家屋調査士会館内	088-626-3366	
境界問題相談センターかがわ	760-0033	香川県高松市丸の内9番29号 香川県土地家屋調査士会館内	087-821-1890	
境界問題相談センター愛媛	790-0062	愛媛県松山市南江戸1丁目4番14号 愛媛県土地家屋調査士会内	089-943-6785	H20.1.25
境界問題相談センターこうち	780-0928	高知県高知市越前町2丁目7番11号 高知県土地家屋調査士会内	088-875-8477	
境界問題解決センターふくおか	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目3番4号ライブピア舞鶴201号 福岡県土地家屋調査士会内	092-741-5884	
境界問題相談センターかごしま	890-0064	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番3号司調センタービル 鹿児島県土地家屋調査士会内	099-214-2958	
おきなわ境界問題相談センター	900-0021	沖縄県那覇市泉崎2丁目1番地4 大建ハーバービューマンション401 沖縄県土地家屋調査士会内	098-836-6767	

境界問題相談センターの実績

●「境界問題相談センター」の事件数

(単位:件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計
電話問合せ件数	2,056	2,669	3,098	957	8,780
来会相談件数	517	791	902	246	2,456
相談で解決した件数	401	580	611	168	1,760
調停申立件数	64	69	83	29	245



●来会相談等

(単位:件)

来会相談件数	相談で解決した件数	調停申立件数
2,456	1,760	245

●調停申立の結果

(単位:件)

調停申立件数	合意	不調	不応諾	取下	却下	継続
245	43	66	66	30	0	40

